

## 不適正な事務執行に係る 再発防止検討報告書

平成20年2月

不適正な事務執行に係る再発防止検討委員会

## はじめに

東久留米市では、平成16年第1回市議会定例会における施政方針で、「南沢五丁目地内の大型空閑地は、法定地区計画を定め、都市計画マスタープランに沿った土地利用に計画的に誘導する考え」を表明し、大型ショッピングセンター出店の誘導を図ってきた。

以来、市議会において議論が重ねられてきたが、平成19年10月31日の新聞報道を機に、平成18年第4回市議会定例会で資料要求のあった「東久留米市南沢地区地区計画策定業務報告書」を一部省略して提出したこと、また、「東久留米市南沢地区地区計画策定業務委託契約」に係る事務処理が不適正に行われたことが明らかになった。

特に、「東久留米市南沢地区地区計画策定業務委託契約」に伴う委託料の支出については、東久留米市監査委員による随時監査が行われ、会計事務規則及び契約事務規則の違反等、事務処理の不適正さが指摘され、業務の進行管理や法令遵守の徹底、再発防止策を講ずること等を強く求められたところである。

これらの行為により、市政に対する市議会並びに市民の信頼を著しく損なうこととなってしまった。市では、こうした不適正な事務執行が二度と行われることがないよう、原因を明らかにし、再発防止策を講ずるため「不適正な事務執行に係る再発防止検討委員会」を設け、「誠実な行政運営の確保と失った信頼をどのように取り戻していくか」ということに重点を置き検討を行った。

この報告書は、コンプライアンスを推進することにより、市民に信頼される誠実な行政運営の実現を目指していくために、再発防止策を中心に対応を取りまとめたものである。

## 第1 事務執行の経過概要

今回の不適正な事務執行が行われた原因を究明し、再発防止策を検討するに当たり、「東久留米市南沢地区地区計画策定業務委託」に係る事務処理及び議会での市長報告等の経過概要を、次のとおり整理した。

年月日	経過概要
平成16年3月	平成16年第1回市議会定例会における施政方針で、「旧第一勧業銀行グランド跡地は法定地区計画を定め、土地利用を計画的に誘導する」考えを表明した。 同議会で、「南沢地区地区計画策定業務委託」の予算(計上額 6,850千円)が承認された。
4月22日	「南沢地区地区計画策定業務委託」契約締結 委託先 パシフィックコンサルタンツ(株) 契約金額 6,048千円 契約期間 平成16年4月23日～17年1月14日
12月13日	「南沢地区地区計画策定業務委託」契約期間の変更 契約期間 平成16年4月23日～17年3月31日 変更理由 環境影響評価を実施するよう東京都から指導を受けたことにより、契約期間内の都市計画決定が困難となったため。
平成17年3月	平成17年第1回市議会定例会で、「南沢地区地区計画策定業務委託」に係る予算を繰越明許費とする。
3月24日	「南沢地区地区計画策定業務委託」契約期間の変更 契約期間 平成16年4月23日～18年2月10日 変更理由 環境影響評価制度を完了するには1年かかるため。
平成18年2月9日	「南沢地区地区計画策定業務委託」契約を解除 既済部分相当金 5,554,500円 解除理由 地区計画を決定するための情報提供、説明が、市長選等の関係から一時的に中断するなど、契約期間内に「都市計画決定図書」の作成が困難になったため。

年月日	経過概要
平成18年2月16日	<p>「都市計画決定図書」を除き納品検査を実施      納品された報告書は、目次が序章から第6章まであるが、本文が第3章までのものを担当が確認。      土地利用転換計画（案）を第4章に当たるものとし、第6章については説明会資料としてあったものを成果品として認めた。しかし、この時点での未納品は、基礎データ（CD-R）、3次元GISデータ、PasCALへのセットアップ作業があった。</p> <p>これら未納品については、担当課長がそう遅くない時期に、残る第5章の都市計画図書（案）作成などの業務を同じ業者に随意契約すると考えていたため、その契約の中で完了するよう業者と協議していた。</p> <p>（注 「第5章 都市計画図書（案）」は「都市計画決定図書」と同一のもの）</p> <p>*当初契約の特記仕様書における成果品</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区計画報告書 30部</li> <li>・都市計画決定図書 1式</li> <li>・その他説明会等資料 1式</li> <li>・基礎データ（CD-R） 1式</li> <li>・3次元GIS画像データ 1式</li> <li>・PasCALへのセットアップ</li> </ul>
2月28日	委託業者から代金の請求
3月13日	支出命令書を起票
3月15日	会計課の審査
3月24日	<p>代金の支払い</p> <p>その後、担当課長が、報告書として第5章の都市計画図書（案）を除いて製本したものを納品させるよう担当に指示。（契約解除時に、第5章は平成18年度予算対応とした）</p>

年月日	経過概要
平成18年9月	当該報告書が9月に納品されてきたが、内容に平成18年度中に改めて契約する予定だった「都市計画決定図書」に関する部分があったため受け取らなかった。 この時点では、基礎データ(CD-R)は受け取っていたが未確認であり(このことは平成19年11月29日に確認した)、3次元データの納品、PasCALへのセットアップは未了であった。(平成19年11月16日に判明した)
12月	平成18年第4回市議会定例会予算特別委員会において議員からの資料要求に対して、報告書の第4章以降を省略したものを作成し提出した。(第1章はコピーミスで欠落)
平成19年10月19日	情報公開請求により、報告書の第4章以下が存在することが明らかになった。
10月31日	朝日新聞朝刊で「第1章の欠落と第4章以下の省略」について報道された。
11月7日	契約解除時に納品された報告書は1部であったため、改めて同じものを30部(序章から第3章までのもの)受領した。同時に平成18年9月に受け取らなかった報告書が同封されていた。(この時点ではその存在に気がつかず、平成19年11月22日に存在を確認した)
11月9日	市議会全員協議会の開催
11月16日	平成19年第2回市議会臨時会で市長報告を行う。 第4章以下の省略の件を報告したが、成果品について、第5章以外にも未納品があることが判明した。
11月22日	担当課は、未納品となっている基礎データ(CD-R)及び3次元データの納品、PasCALへのセットアップなどについて、委託業者に協議を申し入れた。 この時点で、平成18年9月に受け取らなかった報告書を、平成19年11月7日に納品した30部に同封した旨の話を委託業者から聞いて、その報告書の存在を確認した。

年月日	経過概要
平成19年11月28日	<p>東久留米市監査委員から市長に対して、隨時監査の実施について通知がされた。</p> <p>都市計画課所管の「東久留米市南沢地区地区計画策定業務委託の解除」に伴う委託料の支出について</p>
11月29日	<p>担当課で、基礎データ（CD-R）の存在を確認</p>
12月3日	<p>平成19年第4回市議会定例会初日に市長報告を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 これまでの説明と異なり、序章から第6章までが存在し、第5章以外に未納品があること</li> <li>2 未納品と言ってきた基礎データ（CD-R）は存在すること</li> <li>3 隨時監査が実施されていること</li> </ol>
12月13日	<p>平成18年9月に1部納品されたが受け取らなかった報告書を30部受領</p>
12月18日	<p>監査委員から市長に対して、隨時監査結果報告書が提出された。</p>
12月20日	<p>平成19年第4回市議会定例会最終日に市長報告を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 隨時監査報告書が提出され、次の意見が付されていること <ul style="list-style-type: none"> <li>① 業務の進行管理及び事務管理の徹底と再発防止策を講ずること</li> <li>② 会計事務規則、契約事務規則の違反。法令遵守の徹底を図ること</li> <li>③ 完成品が納品されていないにもかかわらず、あたかも納品されたかのように代金を支払ったのは事務処理が不適正であること</li> </ul> </li> <li>2 今後の市の対応について <ul style="list-style-type: none"> <li>① 原因の究明と再発防止策を検討するため「不適正な事務執行に係る再発防止検討委員会」を設置すること</li> <li>② 関係職員については、12月11日から開催している「東久留米市職員懲戒分限審査委員会」の答申に基づき対応すること</li> <li>③ 市長と副市長の責任については、検討委員会の結論、審査委員会の答申等を待って、責任を明らかにすること</li> <li>④ これらについて公表すること</li> </ul> </li> </ol>

## 第2 不適正な事務執行が発生した原因

今回の事務執行における一連の経過及び判明している事実などから、その主な原因は次のとおりである。

- 1 平成18年2月9日の「東久留米市南沢地区地区計画策定業務委託」の契約解除については、「地区計画を決定するための情報提供、説明が、市長選挙の関係から一時的に中断するなど、契約期間内の業務完了が困難になったため」という理由を挙げて、契約期間満了の前日に契約解除を行っている。市長選挙はあらかじめ予定されていることであり、それも踏まえて事業執行を行うべきものであるが、業務の見通しが悪く、適正な進行管理がなされていない。
- 2 前記1の契約解除により、平成18年2月16日に納品検査が行われているが、契約期間満了の前日に契約解除したにもかかわらず、成果品としては非常に不十分であり、報告書として製本もされていないものが1部だけ納品されたに過ぎない。さらに、基礎データ（CD-R）、3次元データ及びPasCALへのセットアップが、未納であるにもかかわらず成果品が納入されたものとして、業者への支払いを行っている。これは、前記1の契約で完了していない「都市計画決定図書」を、平成18年度予算で同じ業者と契約することを予定しており、その契約にあわせて完了させればいいと安易に考えてのことで、地方自治法をはじめ検査事務規程、会計事務規則を逸脱している。

また、同年9月に「東久留米市南沢地区地区計画策定業務報告書」が納品された際には、内容に前述の「都市計画決定図書」に関する部分があったため受け取らなかったというように、報告書の内容について確認は行ったものの、同時に納品されていた基礎データ（CD-R）については確認を行っていない。その他の未納になっている3次元データ、PasCALへのセットアップについては、平成19年11月の市議会臨時会において未納状態が明らかになるまで、何らの対応も行っていない。

組織が有効に機能するには、職員がそれぞれの役割分担を確實に果たすことが基本であるが、組織内でのチェック体制、業務の進行管理など、事務処理が極めて杜撰であり、それぞれの職員は自らの職責・職務についての自覚がないと言わざるを得ない。

3 平成18年第4回市議会定例会予算特別委員会において、市議会議員からの資料要求に対し「東久留米市南沢地区地区計画策定業務報告書」の第4章以降を省略したもの（第1章は欠落）を提出した。これは、同報告書の内容の一部に市の考え方と異なる部分があったため、資料として提出することにより市議会の混乱を招く恐れがあるとの考えから一部を省略したものであるが、関係職員には、情報公開、説明責任という今日の地方公共団体が当然果たすべき責務の重さに対して、その認識が不足している。

また、資料作成時のコピーミスにより、第1章が欠落したままの資料を提出するなど、初歩的な事務の確認すら行われていない。

今回の不適正な事務執行が行われた原因は以上のこととに集約されるが、事務処理の杜撰さが浮かび上がり、文書事務、契約事務等における基本的な認識と知識が欠如していることが窺える。また、事務・事業の執行の過程において、要所要所での確認を怠るなど事務・事業の進行管理が行われておらず、上司等への報告、連絡、相談なども適宜適切に行われていない。さらに、課内をはじめとしてラインにおける意思疎通、情報共有のほか、関係部課との情報共有もされていない。

我々、地方公務員は、法令、条例、規則等の例規に基づき事務・事業を執行することを求められており、その基本は「法令遵守」そのものである。しかしながら、組織が正常に機能しなかったことと怠慢、惰性などにより関係職員自身の職責・職務に対する自覚が薄いことが重なって、その基本を蔑ろにしてしまったことが、今回の不適正な事務執行が行われた原因と考える。

これは、突き詰めればコンプライアンスに対する認識、また、地方公共団体としての情報公開、説明責任という責務に対する認識の欠如と言わざるを得ない。

### 第3 再発防止への取組み

#### 1 コンプライアンスの推進

コンプライアンスは、一般的に「法令遵守」と訳されるが、社会的責任を果たしていくことが最大の存在理由である自治体においては、単に「法令遵守」のみならず「市民の信頼を損なうことをしない」、「より積極的に市民のためになることをする」という行動原理を視野に入れていかなければならない。今回の不適正な事務執行は、市議会や市民の存在、また、「全体の奉仕者として法令等に従い職務を遂行する」という義務を忘れたことが最大の原因である。

日々、日常業務に忙殺され、あまり「法令遵守」ということを意識することがないと思われるが、職員全員が、日常業務の中で「法令遵守」についてあらためて見つめ直し、基本に立ち戻ることが最大の再発防止策である。また、「法令遵守」に対する意識を高めていくためには、各職場や職員個人だけに任せることではなく、組織全体としてのコンプライアンスに関する研修等を行うことも必要である。

本市が確立すべき「コンプライアンス」とは、「既存の法令のみならず、公の役割を担う組織や職員に求められる原理・原則を『規範』として、常に意識し、遵守していくこと」として、市民に信頼される誠実な行政運営に努めていくものとする。

#### 2 組織運営の見直し

組織が有効に機能するには、職員がそれぞれの役割分担を確実に果たすことが基本であり、職務遂行に欠かせない報告・連絡・相談の徹底が必要である。

事務・事業の適正な執行を図るため、各職場で、事務執行の基本を再認識する場を設けるとともに、事務処理にかかるチェックについても、管理監督者は担当者からの報告等を待つのではなく、積極的に求めていく姿勢が必要である。それはマネジメントとして重要であり、実践していくことが求めら

れる。また、「一の部署の気付き」が「組織の気付き」につながるように、組織内での情報の共有や伝達の仕方について、日常のコミュニケーション、組織として共有すべき情報の伝達のあり方等を見直す必要がある。

業務管理等のための会議や打合せの状況を再点検し、課内、部内又は業務関連部課等との定期的なミーティングや情報系システムの活用により、進行管理、情報伝達、課題の共有を図る。当然のことながら、市の重要施策・事業等については、定期的あるいは必要に応じた理事者への報告ということも行わなければならない。

### 3 その他

文書事務において、本来の意義を忘れた運用が行われている例が多く見受けられる。特に、事務・事業を始め地方公共団体の意思を決定する「起案から合議を経て決裁」という一連の過程において、その意義・意味が疎かになってきている。

起案は、意思決定の基礎となる基本的で重要なものであり、起案者はその責任者としての意識を持って行い、管理監督の職にある者は、起案された内容を単に追認するのではなく、チェックする視点を持って合議、決裁を行わなければならない。

このようなことも含め、基本に戻って適正な事務処理を行うために、日常業務の中でOJTによる研修を実施するとともに、個々の職員は自己啓発、自主研修に取り組み、自らの資質の向上と事務処理能力の向上に努めるものとする。

おわりに

我々、地方公共団体の職員は、「全体の奉仕者として法令等に従い職務を遂行する」という義務を負っており、それを当然のこととして日々業務を行っている。しかし、それが適正に行われなかったということで、今回のように市議会を混乱させ、市民の市政に対する信頼を損ねる結果となってしまった。

この失った信頼を取り戻すためには、職務上の規律を遵守するだけでは不十分であり、常に向上心を持ち積極的に職務に臨むとともに、透明な行政運営、分かりやすい行政運営を心掛けることが不可欠である。

今回の不適正な事務執行を自らを見直す契機と捉え、この再発防止に係る報告書を真摯に受け止め、誠実な行政運営を確保することで、一日も早く市政に対する市議会並びに市民の信頼を取り戻していかなければならない。

< 資 料 >

1 不適正な事務執行に係る再発防止検討委員会委員名簿

	役 職	氏 名
委 員 長	企画経営室企画調整課長	橋爪 和彦
副委員長	総務部管財課長	桑原 茂
委 員	市民部生活文化課長	中村 元美
	環境部環境緑政課長	廣瀬 勝博
	健康福祉部福祉総務課長	今井 良樹
	子ども家庭部子育て支援課長	井口 春男
	都市建設部管理課長	高橋 高一
	会計課長	関 一夫
	教育部総務課長（教育部長事務取扱）	和泉 茂生

2 不適正な事務執行に係る再発防止検討委員会検討経過

回数	開 催 日	内 容
第1回	平成 19年 12月 26日	・検討委員会の趣旨説明 ・不祥事に係る事務処理経過の説明 ・今後の会議の進め方について
第2回	平成 20年 1月 8日	原因と再発防止策について検討
第3回	1月 21日	報告書（案）の検討
第4回	2月 7日	報告書（案）の検討
第5回	2月 13日	報告書について